

熊本地震犠牲者追悼式

災害関連死を含めて270人が亡くなった平成28年熊本地震から3年を迎える4月14日に、県庁本館の地下大会議室にて「熊本地震犠牲者追悼式」が開催されました。

午前10時から始まった式には遺族ら約345人が参列され、祭壇を前に一斉に黙祷が行われました。蒲島郁夫知事は式辞で「3年経過してもなお、悲痛の念に堪えません。改めて心からお悔やみ申し上げます」と犠牲者への追悼の言葉を述べられるとともに、被災者の住まい再建に全力で取り組む決意を表明されました。

遺族代表あいさつでは、16日の本震で妻を亡くした増田敬典さん(沢津野)が献花台の前で「南阿蘇村は、住みよい素晴らしいところです。悲しみは尽きませんが、亡き妻のためにも、微力ながら復興の力になりたいと思います」と述べられました。

当日午後には追悼式の会場が一般献花の場として開放され、多くの人が献花に訪れていました。



県庁で行われた追悼式

南阿蘇村 復興むらづくり だより

復興推進課 TEL (67) 1113



■住まい再建支援制度について

熊本地震により被災し、住まいを再建される世帯を対象とした支援制度をご紹介します。ぜひご活用ください。制度の詳細やその他の支援制度については、お気軽にお問い合わせください。

制度	概要	支給/助成額
① 被災者生活再建支援金	被害の程度や再建方法に応じて支援金を支給	基礎支援金最大100万円、 加算支援金最大200万円
② 自宅再建利子助成事業	金融機関から融資を受け県内で住まいを再建する場合に、借入額(※1)に係る利子(※2)の支払額を助成(※3) ※1 850万円以上借入れた場合、850万円で補助金額を算定 ※2 借入時の利率と金銭消費貸借契約時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額の利率とを比較し、低い利率で算定 ※3 元利均等編成の利子計算方法により算定	
③ リバースモーゲージ利子助成事業	金融機関からリバースモーゲージ型の融資を受け県内で住まいを再建する場合に、借入額に係る利子の支払額を助成 借入額(※1)と金銭消費貸借契約時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額の利率と20年を乗じて算定 ※1 850万円以上借入れた場合、850万円で補助金額を算定	
④ 自宅再建諸経費助成事業	村内で住宅を新築または購入した場合に、建築費用と別に発生する諸経費相当額を助成	住宅建築および土地取得に要した金額×7%(中古住宅購入の場合は5%)の額または100万円のいずれか低い金額
⑤ リバースモーゲージ諸経費助成事業	金融機関からリバースモーゲージ型の融資を受け、村内で住宅を新築または購入した場合に、建築費用と別に発生する諸経費相当額を助成	
⑥ 転居費用助成事業	住まいの再建先への引越しに要する費用を定額で助成	一律10万円
⑦ 民間賃貸住宅入居支援助成事業	住まいの再建先として県内の民間賃貸住宅を賃貸する場合に、必要となる契約に伴う費用を定額で助成	一律20万円
⑧ 公営住宅入居助成金	住まいの再建先として公営住宅に入居する場合に、必要となる費用を定額で助成	一律10万円